

大分県報

平成二十九年
第二九四五号
十二月二十六日

（火曜日）

目次

教育委員会規則

職員へのき地手当等の支給に関する規則の一部改正……………一

告示

特定非営利活動法人の定款変更認証申請……………一

保安林の指定の解除……………二

道路区域の変更……………二

道路の供用開始（二件）……………二

急傾斜地崩壊危険区域の指定……………三

大分海区漁業調整委員会告示

宝石さんごの採捕禁止……………四

警察本部訓令

大分県警察情報セキュリティ規程の一部改正……………四

公告

製菓衛生師試験の実施……………五

所在不明者に対する保安林指定通知の掲示……………六

○教育委員会規則

職員へのき地手当等の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年十二月二十六日

大分県教育委員会

大分県教育委員会規則第十六号

職員へのき地手当等の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員へのき地手当等の支給に関する規則（平成十九年大分県教育委員会規則第十一号）の

一部を次のように改正する。
別表第一の小学校の部の第一級学校の款の佐伯市の項中「米水津小学校」を削り、同部のへき地学校に準ずる学校の款の中津市の項の次に次のように加える。

佐伯市 米水津小学校

別表第二の中学校の部の佐伯市の項中「本匠中学校」の下に「米水津中学校」を加える。

附則

この規則は、平成三十年一月一日から施行する。

○告示

大分県告示第六百九十二号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。

平成二十九年十二月二十六日

大分県知事 広瀬 貞

一 変更申請のあった年月日

平成二十九年十二月十二日

二 変更申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 おおいた子ども劇場

三 代表者の氏名

仲道 美衣

四 主たる事務所の所在地

大分市府内町一丁目六番十一号

五 定款に記載された目的

この法人は、大分市とその周辺地域の子ども・住民に対して、芸術文化体験等を促進する事業を行い、子どもの自主性・創造性・社会性を豊かに育むとともに、地域の子育て協働の輪を広げることが目的とする。

六 定款変更の内容

会議に関する事項の変更

資産及び会計に関する事項の変更

公告の方法の変更

平成二十九年十二月二十六日

大分県報（教育委規則・告示）

大分県告示第六百九十三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第一項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成二十九年十二月二十六日

大分県知事 広瀬勝貞

一 解除に係る保安林の所在場所

杵築市山香町大字山浦字定野尾一七四八番一(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

水源の涵養

三 解除の理由

指定理由の消滅

(「次の図」は、省略し、その図面を大分県農林水産部森林保全課及び大分県東部振興局並びに杵築市役所に備え置いて縦覧に供する。)

大分県告示第六百九十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成二十九年十二月二十六日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成二十九年十二月二十六日

大分県知事 広瀬勝貞

道路の種類及び路線名

区間

区域変更前後別

敷地の幅員

延長

備考

宇佐市安心院町榎本字菜園二三二番四から
宇佐市安心院町榎本字二多田一〇〇六番四まで

前

メートル
二八・二
六・七

メートル
五四六・〇

上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

宇佐市安心院町榎本字菜園二三二番五から
宇佐市安心院町榎本字二多田一〇一〇番二まで

前

メートル
四四・四
一〇・四

メートル
五二二・二

同上

宇佐市安心院町榎本字菜園二三二番五から
宇佐市安心院町榎本字二多田一〇一〇番二まで

後

四四・四
一〇・四

五二二・二

宇佐市安心院町筥ノ口字笛太郎一六七二番地先から
宇佐市安心院町筥ノ口字奥谷一六九一番地先まで

前

七・六
四・一

四七・〇

布院線

宇佐市安心院町筥ノ口字笛太郎一六七二番地先から
宇佐市安心院町筥ノ口字奥谷一六九一番地先まで

後

七・六
四・一

四七・〇

宇佐市安心院町筥ノ口字奥谷一六九一番地先まで

後

九・三
四・一

五四・九

大分県告示第六百九十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十九年十二月二十六日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成二十九年十二月二十六日

大分県知事 広瀬勝貞

道路の種類及び路線名

供用開始区間

供用開始年月日

宇佐市安心院町筥ノ口字奥谷一六九一番地先から
宇佐市安心院町筥ノ口字奥谷一六九一番地先まで

平三〇・一・二四

大分県告示第六百九十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。

だ線の南側の部分）及び一三〇一番の一部（標柱二
号と三号を結んだ線の南側の部分）

これらの土地に伴う国有地等無番地の全部

○大分海区漁業調整委員会告示

大分海区漁業調整委員会告示第十四号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項の規定により、大分海区に
おける寶石さんごの採捕を禁止する。

ただし、大分海区漁業調整委員会の承認を受けた場合は、この限りでない。

平成二十九年十二月二十六日

大分海区漁業調整委員会会長 内 田 健

（定義）

一 この指示において「寶石さんご」とは、アカサング、モモイロサング及びシロサングの
生体及び死骸をいう。

（禁止区域）

二 大分県海域

（承認の対象者）

三 承認の対象となる者は、寶石さんごに係る試験研究を実施しようとする者とする。

（承認証の交付）

四 大分海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）は、採捕の承認をしたときは、申
請者に承認証を交付する。

（承認証の携帯義務）

五 承認を受けた者は、寶石さんごを採捕するときには、四の承認証を携帯しなければなら
ない。

（承認の制限、条件の変更又は採捕の停止）

六 委員会は、資源保護又は漁業調整上必要があると認めるときは、承認を制限し、条件を
変更し、又は採捕の停止を指示することができる。

（承認の取消し）

七 委員会は、承認を受けた者がこの指示の内容に違反したときは、承認を取り消すことが
できる。

（譲渡又は販売の禁止）

八 承認を受けた者は、採捕した寶石さんごを譲渡又は販売してはならない。

（意図しない混獲等による寶石さんごの所持又は販売の禁止）

九 承認を受けないで採捕した寶石さんごの所持又は販売をしてはならない。

（採捕報告書の提出）

十 承認を受けた者は、採捕の結果について採捕期間終了後一月以内に委員会に報告しなけ
ればならない。

（取扱要領）

十一 この指示に定めるもののほか、採捕の承認等に関する取扱いについては、委員会が別
に定める。

（指示の有効期間）

十二 この指示の有効期間は、平成三十年一月一日から同年十二月三十一日までとする。

○警察本部訓令

大分県警察本部訓令第23号

警 察 本 部
警 察 学 校
警 察 署

大分県警察情報セキュリティ規程（平成16年大分県警察本部訓令甲第20号）の一部を次の
ように改正する。

平成29年12月26日

大分県警察本部長 太 川 浩 一

題名を次のように改める。

大分県警察における情報セキュリティに関する規程

第1条中「並びに同システムにおいて取り扱われる情報」を「及び管理対象情報」に、
「大分県警察情報システムに係る」を「大分県警察における」に改める。

第2条第5号を次のように改める。

(5) 大分県警察情報システム 大分県警察が設置する情報システムをいう。

第2条に次の1号を加える。

(6) 管理対象情報 次に掲げる情報をいう。

ア 大分県警察情報システムに記録された情報（書面に記載された情報であつてその内

公 告

製菓衛生師法（昭和四十一年法律第百十五号。以下「法」という。）第四条の規定により、製菓衛生師試験を次のとおり実施する。

平成二十九年十二月二十六日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 試験日時

平成三十年三月九日（金曜日）午前九時から正午まで

二 試験場所

大分市大手町三丁目一番一号

大分県庁舎新館十四階大会議室

三 受験資格

次のいずれかに該当する者

- 1 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十七条に規定する者（法附則第三項の規定により学校教育法第五十七条に規定する者とみなされる者を含む。以下同じ。）であって、都道府県知事の指定する製菓衛生師養成施設において一年以上製菓衛生師として必要な知識及び技能を修得したもの
- 2 学校教育法第五十七条に規定する者であって、二年以上菓子製造業に従事したもの
- 3 昭和四十一年十二月二十六日時点において菓子製造業に従事していた者（学校教育法第五十七条に規定する者を除く。）であって、菓子製造業に従事した期間が三年を超えているもの

四 試験科目

- 1 衛生法規
 - 2 公衆衛生学
 - 3 食品学
 - 4 食品衛生学
 - 5 栄養学
 - 6 製菓理論及び実技
- 五 試験科目の一部免除

職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）の規定による菓子製造技能士で、試験科目の免除を願ひ出るものについては、試験科目のうち製菓理論及び実技を免除す

容が「大分県警察情報システム」に入力されたものを含む。）

イ 大分県警察情報システムから出力された情報

ウ 大分県警察情報システム以外の電子計算機その他の機器に記録された情報であつて大分県警察職員が職務上取り扱うもの

エ 大分県警察情報システムの設計又は運用管理に関する情報

第3条第2項中「大分県警察情報システム」の次に「及び管理対象情報」を加え、「総括整理」を「統括」に改める。

第4条を次のように改める。

（情報セキュリティに関する事項の審議）

第4条 大分県警察情報システム及び管理対象情報に係る情報セキュリティに関する重要事項については、別に定める委員会において審議する。

第5条の見出し中「情報」を「管理対象情報」に改め、同条第1項中「大分県警察情報システムにおいて取り扱われる情報」を「管理対象情報」に改め、同条第2項中「情報の」を「管理対象情報の」に、「委員会」を「前条の委員会」に改める。

第6条（見出しを含む。）中「警察職員」を「大分県警察職員」に、「大分県警察情報システム等」を「大分県警察情報システム」に、「それらにおいて取り扱う情報」を「管理対象情報」に改める。

第7条第2項中「大分県警察情報システム」の次に「及び管理対象情報」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この訓令は、平成30年1月1日から施行する。

（大分県警察における個人情報の管理に関する規程の一部改正）

2 大分県警察における個人情報の管理に関する規程（平成29年大分県警察本部訓令第4号）の一部を次のように改正する。

第23条中「大分県警察情報セキュリティ規程」を「大分県警察における情報セキュリティに関する規程」に改める。

（大分県警察における特定秘密の保護に関する規程の一部改正）

3 大分県警察における特定秘密の保護に関する規程（平成26年大分県警察本部訓令第21号）の一部を次のように改正する。

第17条第3項中「大分県警察情報セキュリティ規程」を「大分県警察における情報セキュリティに関する規程」に改める。

平成二十九年十二月二十六日

大分県報（警察本部訓令・公告）

る。

六 問題数及び出題形式

六十問 四肢択一式

七 受験願書の受付期間及び受付時間

1 受付期間

平成三十年一月二十二日（月曜日）から同年二月九日（金曜日）までとする（日曜日及び土曜日を除く。）。

なお、郵送の場合は、「製菓衛生師試験願書在中」と朱書きの上、大分県生活環境部食品・生活衛生課（大分市大手町三丁目一番一号 郵便番号八七〇―八五〇一）まで書留郵便で送付すること（郵送での申込みの場合は、平成三十年二月九日の消印のあるものまで受け付ける。）。また、受験願書の提出は、ファックス又は電子メールによるものは、受け付けない。

2 受付時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

八 受験願書の提出先

県内に住所を有する者 大分市内にあつては、大分県生活環境部食品・生活衛生課に提出すること。
大分市外にあつては、住所地を管轄する保健所又は保健部に提出すること。

県外に住所を有する者 大分県生活環境部食品・生活衛生課（大分市大手町三丁目一番一号 郵便番号八七〇―八五〇一）に提出すること。

九 提出書類

1 受験願書（製菓衛生師法施行細則（昭和四十二年大分県規則第六十三号）第一号様式）

2 次の受験資格の区分に応じ、それぞれ次に定める書類

(一) 受験資格1に該当する者

都道府県知事の指定する製菓衛生師養成施設において一年以上製菓衛生師として必要な知識及び技能を修得したことを証する当該製菓衛生師養成施設の長の証明書

(二) 受験資格2に該当する者

一年以上菓子製造業の実務に従事したことを証明する書類（製菓衛生師法施行細則第二号様式）

(三) 受験資格3に該当する者

三年以上菓子製造業の実務に従事したことを証明する書類（製菓衛生師法施行細則第二号様式）

3 職業能力開発促進法の規定による菓子製造技能士で、試験科目の免除を願ひ出るものは、技能検定に合格したことを証する書類

4 写真（出願前六箇月以内にな上半身、脱帽で正面を撮影したもの（縦四センチメートル・横三センチメートル）で、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの）一枚

5 製菓衛生師試験通知書（受験票）（郵便ハガキの表に受験者の郵便番号、住所及び氏名を記入し、六十二円切手を貼付すること。）

6 試験結果通知用封筒（宛先欄に受験者の郵便番号、住所及び氏名を記入し、八十二円切手を貼付すること。）

十 受験手数料
九千四百円（願書提出の際納入すること。郵便で申込みの場合は、現金書留または普通為替証書で納入すること。）

十一 その他
1 試験日前までに、受験資格があると認められた者に対して、受験番号を記入した製菓衛生師試験通知書（受験票）を送付するので、試験当日必ず持参すること。

2 受験についての問合せは、県保健所、保健部又は大分県生活環境部食品・生活衛生課に行うこと。

なお、受験願書等の送付を希望する場合は、郵便番号、住所及び氏名を記入した返信用封筒を同封（九十二円切手を貼付すること。）の上、大分県生活環境部食品・生活衛生課へ請求すること。

また、電子メールでの問合せは、a13910@pref.oita.lg.jpに行ってください。

~~~~~

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条第三項の規定により通知した次の者については、その所在が不明なので、同法第百八十九条の規定により、当該通知の内容を保安林の属する市町村の事務所に掲示する。

平成二十九年十二月二十六日

一 所在の不明な者の氏名及び掲示場所  
大分県知事 広 瀬 勝 貞

|            |       |
|------------|-------|
| 所在の不明な者の氏名 | 三管幸次郎 |
| 掲示場所       | 日田市役所 |

二 通知の要旨

平成二十八年十月十八日付け森保第七百十七号で通知した指定予定保安林について、農林水産大臣から、平成二十九年十二月四日付け農林水産省告示第九百三十八号で保安林に指定した旨通知があつたので、森林法第三十三条第三項の規定により行つた通知

平成二十九年十二月二十六日

大分県報（公告）